

第二条 登記事務委任規則の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第三十五条の二 [略] 「項を削る。」	第三十五条の二 [同上] 2 仙台法務局古川支局管内宮城県遠田郡美里町に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県石巻市及び東松島市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局石巻支局で取り扱われる。 3 仙台法務局石巻支局管内宮城県石巻市及び東松島市に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県遠田郡美里町から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局古川支局で取り扱われる。

附 則

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月二十二日から施行する。

○国土交通省令第三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十一年一月十八日
国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(物品の持込制限) 第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一〜九 (略) 十 刃物 十一〜十六 (略)	(物品の持込制限) 第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではいない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一〜九 (略) (新設) 十〜十五 (略)

別表 1〜7 (略) 8 刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの 9 (略)	別表 1〜7 (略) (新設) 8 (略)
--	--------------------------------

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第一号

法務省告示第一号
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を次のように定める。
平成三十一年一月十八日
内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 山下 貴司

法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件
法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成二十五年内閣府告示第二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(入管法別表第一の五の表の下欄に掲げるものとして法務大臣があらかじめ定める活動に係る特例) 第二条 指定地方公共団体が、特区法第三十条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定伝統料理海外普及事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、当該地域活性化総合特別区域内において特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の提供に係る事業を営む者と連携して行う当該特定伝統料理の海外	(入管法別表第一の五の表の下欄に掲げるものとして法務大臣があらかじめ定める活動に係る特例) 第二条 指定地方公共団体が、特区法第三十条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定伝統料理海外普及事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、当該地域活性化総合特別区域内において特定伝統料理（当該地域活性化総合特別区域内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理をいう。以下同じ。）の提供に係る事業を営む者と連携して行う当該特定伝統料理の海外